

平成20年5月14日
公正取引委員会

第1 下請法の概要

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）は、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護することを目的として、親事業者の義務と禁止行為を定めている（別紙1参照）。

第2 下請法の運用状況等

公正取引委員会では、下請法を厳正に運用し、違反行為に対しては勧告等を行うとともに、違反行為の未然防止の観点から、下請法の普及・啓発を行うなど、下請取引の適正化に取り組んでいる。

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できないことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成19年度における書面調査は、資本金1000万円超の親事業者30,268社（うち役務委託等^{（注）}11,780社）及び当該親事業者と取引のある下請事業者168,108名（同43,031名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

| 年 度 | 親事業者調査（社） | 下請事業者調査（名） |
|--------|-----------|------------|
| 平成19年度 | 30,268 | 168,108 |
| 製造委託等 | (18,488) | (125,077) |
| 役務委託等 | (11,780) | (43,031) |
| 平成18年度 | 29,502 | 162,521 |
| 製造委託等 | (17,601) | (118,974) |
| 役務委託等 | (11,901) | (43,547) |
| 平成17年度 | 30,991 | 170,878 |
| 製造委託等 | (18,145) | (124,438) |
| 役務委託等 | (12,846) | (46,440) |

（注）「製造委託等」とは製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

2 違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規に着手した下請法違反被疑事件は3,110件（うち役務委託等1,218件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが2,964件（同1,156件）、下請事業者等からの申告によるものが145件（同62件）、中小企業庁長官からの措置請求によるものが1件である。なお、下請事業者等からの申告は、平成18年度以降急増している。

イ 下請法違反被疑事件として処理した件数は3,060件(うち役務委託等1,191件)である。このうち、2,753件(同1,048件)について措置を講じており、その内訳は、勧告が13件(同8件)、警告が2,740件(同1,040件)である。
 勧告の件数は、平成16年4月に施行された改正下請法(以下「改正下請法」という。)の施行以降最多の件数(役務委託等の件数も過去最多)となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位:件]

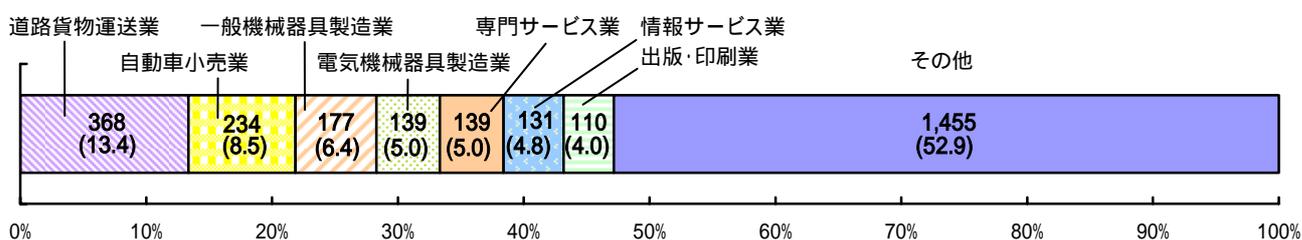
| 年 度 | 新規着手件数 | | | | 処 理 件 数 | | | |
|--------|---------|------|----------------|---------|---------|---------|-------|---------|
| | 書面調査 | 申 告 | 中小企業庁長官からの措置請求 | 計 | 措 置 | | 不 問 | 計 |
| | | | | | 勧 告 | 警 告 | | |
| 平成19年度 | 2,964 | 145 | 1 | 3,110 | 13 | 2,740 | 307 | 3,060 |
| 製造委託等 | (1,808) | (83) | (1) | (1,892) | (5) | (1,700) | (164) | (1,869) |
| 役務委託等 | (1,156) | (62) | (0) | (1,218) | (8) | (1,040) | (143) | (1,191) |
| 平成18年度 | 2,983 | 100 | 1 | 3,084 | 11 | 2,927 | 121 | 3,059 |
| 製造委託等 | (2,028) | (59) | (1) | (2,088) | (8) | (2,000) | (69) | (2,077) |
| 役務委託等 | (955) | (41) | (0) | (996) | (3) | (927) | (52) | (982) |
| 平成17年度 | 4,009 | 65 | 0 | 4,074 | 10 | 4,015 | 41 | 4,066 |
| 製造委託等 | (1,934) | (40) | (0) | (1,974) | (5) | (1,951) | (26) | (1,982) |
| 役務委託等 | (2,075) | (25) | (0) | (2,100) | (5) | (2,064) | (15) | (2,084) |

(注) 勧告を行った事件の中には、製造委託及び役務提供委託の各委託取引において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為を主として行った委託取引に区分して、件数を計上している。

ウ 下請法違反事件の措置件数(勧告及び警告の合計件数をいう。以下同じ。)を業種別にみると、道路貨物運送業の件数が最も多く(368件, 13.4%), 以下、自動車小売業(234件, 8.5%), 一般機械器具製造業(177件, 6.4%), 電気機械器具製造業(139件, 5.0%), 専門サービス業(131件, 4.8%), 情報サービス業(110件, 4.0%), 出版・印刷業、その他(1,455件, 52.9%)となっている(第1図参照)。

第1図 措置件数(2,753件)の業種別比率

[単位:件, (%)]



(注) 「その他」は、各業種別件数の上位業種以外の業種(措置件数100件以下)を作図上合計したものである。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況(第3表参照)

ア 勧告又は警告を行った事件を行為類型別にみると、発注書面の交付義務等の違反である手続規定違反(下請法第3条又は第5条違反)が3,006件(違反行為類型別件数の延べ合計の71.9%), 親事業者の禁止行為の違反である実体規定違反(下請法第4条違反)が1,175件(同28.1%)となっている。

イ 実体規定違反の行為類型別内訳としては、下請代金の支払遅延が701件(実体規定違反に係る違反行為類型別件数の延べ合計の59.7%), 手形期間が120日(繊維

業の場合は90日)を超える長期手形等の割引困難なおそれのある手形の交付が147件(同12.5%), 下請代金の減額が112件(同9.5%)等となっており, 昨年と同様, この傾向に変化はみられない。他方, 昨年と比べ受領拒否, 返品, 買ったたき及び不当な利益提供要請の違反件数は増加している。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位: 件, (%)]

| 年 度 | 手 続 規 定 | | | 実 体 規 定 | | | | | | | | | | | | 合計 |
|--------|-----------------|---------------|----------------|-------------|-----------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|----------|----------------|-------|
| | 書面交 付義務 | 書類保 存義務 | 小計 | 受領 拒否 | 支払 遅延 | 減額 | 返品 | 買い たたき | 購入等 強制 | 早期 決済 | 割引困 難手形 | 利益提 供要請 | やり 直し等 | 報復 措置 | 小計 | |
| 平成19年度 | 2,453 (81.6) | 553 (18.4) | 3,006 (100) | 23 (2.0) | 701 (59.7) | 112 (9.5) | 9 (0.8) | 39 (3.3) | 41 (3.5) | 29 (2.5) | 147 (12.5) | 26 (2.2) | 48 (4.1) | 0 (-) | 1,175 (100) | 4,181 |
| 製造委託等 | 1,533 (84.2) | 287 (15.8) | 1,820 (100) | 15 (2.4) | 284 (45.7) | 49 (7.9) | 9 (1.4) | 26 (4.2) | 26 (4.2) | 28 (4.5) | 132 (21.2) | 23 (3.7) | 30 (4.8) | 0 (-) | 622 (100) | 2,442 |
| 役務委託等 | 920 (77.6) | 266 (22.4) | 1,186 (100) | 8 (1.4) | 417 (75.4) | 63 (11.4) | 0 (-) | 13 (2.4) | 15 (2.7) | 1 (0.2) | 15 (2.7) | 3 (0.5) | 18 (3.3) | 0 (-) | 553 (100) | 1,739 |
| 平成18年度 | 2,603 (84.2) | 487 (15.8) | 3,090 (100) | 13 (1.1) | 701 (57.7) | 134 (11.0) | 2 (0.2) | 28 (2.3) | 62 (5.1) | 43 (3.5) | 170 (14.0) | 5 (0.4) | 57 (4.7) | 0 (-) | 1,215 (100) | 4,305 |
| 製造委託等 | 1,789 (86.7) | 274 (13.3) | 2,063 (100) | 9 (1.2) | 333 (45.6) | 92 (12.6) | 2 (0.3) | 18 (2.5) | 42 (5.7) | 42 (5.7) | 152 (20.8) | 4 (0.5) | 37 (5.1) | 0 (-) | 731 (100) | 2,794 |
| 役務委託等 | 814 (79.3) | 213 (20.7) | 1,027 (100) | 4 (0.8) | 368 (76.0) | 42 (8.7) | 0 (-) | 10 (2.1) | 20 (4.1) | 1 (0.2) | 18 (3.7) | 1 (0.2) | 20 (4.1) | 0 (-) | 484 (100) | 1,511 |
| 平成17年度 | 3,633 (84.9) | 645 (15.1) | 4,278 (100) | 30 (1.5) | 1,344 (65.0) | 211 (10.2) | 12 (0.6) | 44 (2.1) | 75 (3.6) | 62 (3.0) | 190 (9.2) | 10 (0.5) | 90 (4.4) | 0 (-) | 2,068 (100) | 6,346 |
| 製造委託等 | 1,774 (88.1) | 240 (11.9) | 2,014 (100) | 7 (0.9) | 312 (42.1) | 122 (16.5) | 10 (1.3) | 16 (2.2) | 36 (4.9) | 62 (8.4) | 144 (19.4) | 2 (0.3) | 30 (4.0) | 0 (-) | 741 (100) | 2,755 |
| 役務委託等 | 1,859 (82.1) | 405 (17.9) | 2,264 (100) | 23 (1.7) | 1,032 (77.8) | 89 (6.7) | 2 (0.2) | 28 (2.1) | 39 (2.9) | 0 (-) | 46 (3.5) | 8 (0.6) | 60 (4.5) | 0 (-) | 1,327 (100) | 3,591 |

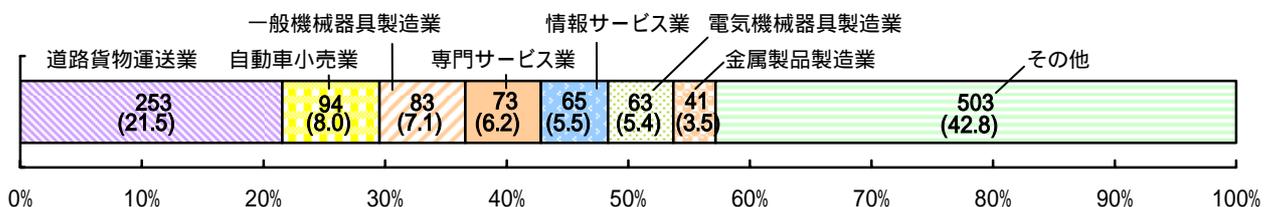
- (注) 1 1件の勧告又は警告において複数の行為を問題としている場合があるので, 違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「警告」の合計件数)とは一致しない。
 2 書面交付義務違反については, 発注書面の不交付のほか, 記載不備も含まれる。
 3 ()内の数値は各手続規定違反又は各実体規定違反の全体の件数に占める比率である。

ウ 実体規定違反を業種別にみると, 道路貨物運送業の件数が最も多く(計253件, 21.5%)(第2図参照), 行為類型ごとの実体規定違反の件数をみても道路貨物運送業の件数は多い(別紙参考の図1参照)

また, 各業種(主なもの)における行為類型別件数をみると支払遅延の件数が最も多い。ただし, 自動車小売業については, 購入等強制及び不当な利益提供要請の違反も目立っている(別紙参考の図2参照)

第2図 実体規定違反(1,175件)の業種別比率

[単位: 件, (%)]



(注)「その他」は, 各業種別件数の上位業種以外の業種(違反件数40件以下)を作図上合計したものである。

(3) 製造委託等に係る処理状況

ア(ア) 製造委託等に係る措置件数については、平成19年度は1,705件と前年度の2,008件から303件減少(前年度比15.1%減)した(第2表参照)

(イ) 製造委託等における措置件数について業種別の割合をみると、自動車小売業の違反(234件, 8.5%), 一般機械器具製造業の違反(177件, 6.4%), 電気機械器具製造業の違反(139件, 5.0%)が多い(第2表, 第1図参照)

イ 平成19年度の違反行為の類型別の割合

(ア) 手続規定違反の内訳

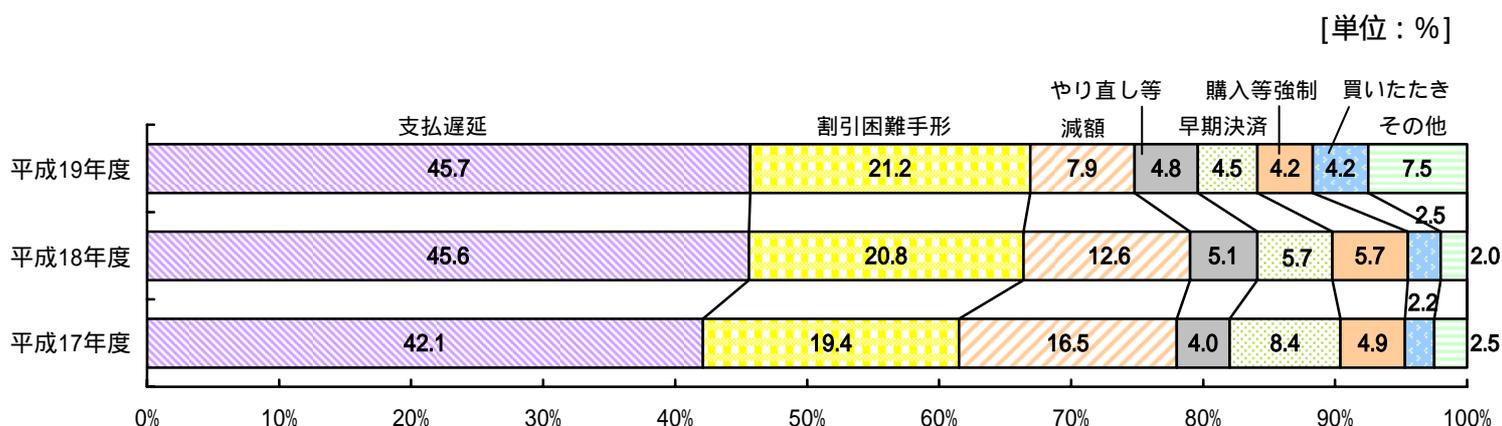
手続規定違反に係る違反行為の類型別件数をみると、書面交付義務違反が84.2%, 書類保存義務違反の割合が15.8%となっている(第3表参照)

(イ) 実体規定違反の内訳

実体規定違反に係る違反行為の類型別件数について、同件数の延べ合計に占める割合を大きい順にみると、下請代金の支払遅延が45.7%, 割引困難な手形の交付が21.2%, 下請代金の減額が7.9%等となっており、割引困難な手形の交付の違反割合が役務委託等に比べて高い(第3表, 第3図参照)

製造委託等では、下請代金の減額及び有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止の割合が減少傾向にある。

第3図 製造委託等に係る実体規定違反行為の内訳



(4) 役務委託等に係る処理状況

ア(ア) 役務委託等に係る措置件数は、平成19年度は1,048件と前年度の930件から118件増加(前年度比12.7%増)した(第2表参照)

(イ) 役務委託等における措置件数について業種別の割合をみると、道路貨物運送業の違反(368件, 13.4%)が最も多い(第2表, 第1図参照)

イ 平成19年度の違反行為の類型別の割合

(ア) 手続規定違反の内訳

手続規定違反に係る違反行為の類型別件数をみると、書面交付義務違反が77.6%, 書類保存義務違反の割合が22.4%となっている(第3表参照)

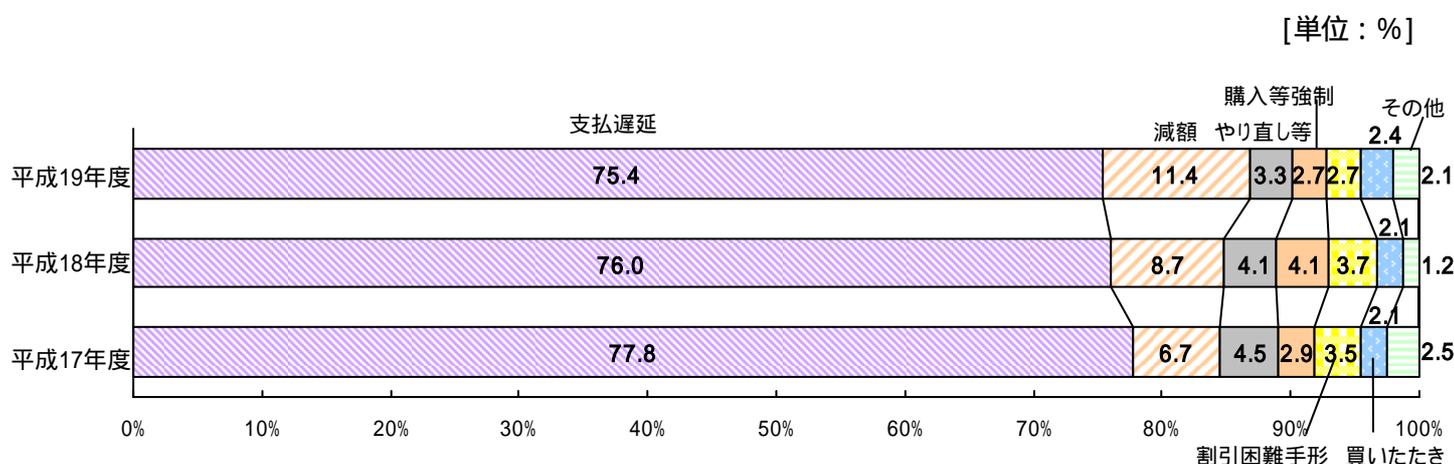
(イ) 実体規定違反の内訳

実体規定違反に係る違反行為の類型別件数の延べ合計に占める割合を大きい順にみると、下請代金の支払遅延が75.4%, 下請代金の減額が11.4%等となっ

ており、下請代金の支払遅延の違反割合が製造委託等に比べて高い（第3表、第4図参照）。

役務委託等では、下請代金の減額の割合が増加傾向にある。

第4図 役務委託等に係る実体規定違反行為の内訳



(5) 勧告及び警告を行った事件

平成19年度において勧告を行った下請法違反事件13件の概要については別紙2、警告を行った主な事件の概要については別紙3のとおりである。

(6) 下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払の状況

下請代金の減額事件（勧告又は警告を行ったもの）においては、原状回復措置として、親事業者に対し減額分を返還するよう指導しており、平成19年度には、下請事業者3,736名に対し、総額10億8804万円の減額分を返還するよう親事業者を指導した（減額分の返還を受けた下請事業者数、返還総額とも改正下請法施行以降最多。第4表参照）。

また、下請代金の支払遅延事件（警告を行ったもの）においては、親事業者に対し遅延利息を支払うよう指導しており、平成19年度には、下請事業者3,525名に対し、総額7244万円の遅延利息を支払うよう親事業者を指導した（遅延利息の支払を受けた下請事業者数は改正下請法施行以降最多。第5表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況（自主返還分を含む。）

| 年度 | 項目 | 返還を行った親事業者数（社） | 返還を受けた下請事業者数（名） | 返還総額（万円） |
|--------|----|----------------|-----------------|----------|
| 平成19年度 | | 46 | 3,736 | 108,804 |
| 平成18年度 | | 45 | 1,165 | 55,279 |
| 平成17年度 | | 53 | 2,210 | 83,366 |

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況（自主支払分を含む。）

| 年度 | 項目 | 支払を行った親事業者数（社） | 支払を受けた下請事業者数（名） | 支払総額（万円） |
|--------|----|----------------|-----------------|----------|
| 平成19年度 | | 68 | 3,525 | 7,244 |
| 平成18年度 | | 59 | 3,220 | 2,858 |
| 平成17年度 | | 45 | 613 | 8,562 |

3 発注書面の交付状況

発注書面の不交付率（下請事業者と取引があると回答した親事業者のうち、すべての下請取引で発注書面を交付していない疑いのある者の比率）は、製造委託等で1.0%、役務委託等で1.1%と、いずれの分野においても改善が進んでいる（第5図、別紙参考の図3参照）。

特に、役務委託等の分野における発注書面の不交付率は、当該分野が下請法の適用対象となった平成16年度以降下請法の普及・啓発により年々改善し、平成19年度においては、製造委託等とほぼ同じ水準となった。

第5図 改正下請法施行以降における発注書面の不交付割合

[単位：%]

| 年度 | 製造委託等 | 役務委託等 |
|--------|-------|-------|
| 平成19年度 | 1.0 | 1.1 |
| 平成18年度 | 2.2 | 7.4 |
| 平成17年度 | 5.2 | 11.7 |
| 平成16年度 | 8.1 | 14.9 |

4 「成長力底上げ戦略」を踏まえた取組状況

平成19年2月、政府の成長戦略の一環として策定された「成長力底上げ戦略」（基本方針）を踏まえ、下請法違反行為に対する厳正な対処に加え、以下の取組を実施した。

(1) 下請法特別調査

改正下請法に基づき新たに適用対象とされた分野のうち、道路貨物運送に係る役務の提供、放送番組・映像制作に係る情報成果物の作成及び金型の製造に係る各委託取引を重点分野（以下「3分野」という。以下同じ。）とした調査を実施した（平成19年6月～12月）。

ア 調査結果

主として、平成18年度書面調査において親事業者及び下請事業者から回答のあった調査票を基に、下請法違反被疑行為が認められる親事業者を調査対象事業者として選定した。

(ア) 道路貨物運送に係る役務提供委託

240社に対し調査を実施した結果、4社に対して勧告（いずれも下請代金の減額案件）、190社に対し警告を行った（勧告及び警告の件数は、前記第2の2(1)の措置件数の内数である。以下同じ。）

a 違反行為及び理由（主なもの）

(a) 発注書面の交付義務違反（手続規定違反件数の80.1%を占める。）

発注書面を交付していない理由をみると、「発注件数が多く事務処理が間に合わない」、「ルート配送で取引内容が固定化しており、書面を交付しなくても（口頭で発注しても）仕事に支障がなかった」、「荷主の要請等で緊急を要する仕事であったことから時間的余裕がなかった」等を挙げている。

発注書面の記載不備のうち下請代金の額を明記していない理由をみると、「実際に運送をしてみなければ下請代金がいくらになるか分からない」、「長年の慣行により相場は決まっており、電話で伝えることで足りる」等を挙げており、

また、支払条件等を明記していない理由として、「従来からの支払期日、支払方法で支払っている」、「口頭で伝えている」等を挙げている。

(b) 下請代金の支払遅延（実体規定違反件数の76.6%を占める。）

下請代金の支払遅延の理由をみると、「運送業では、発注書面に下請代金の額や支払条件を記載していなくても、下請事業者と継続的に取引しているものについて締切後60日以内の支払制度を採っていれば、下請法上問題とならないと考えていた」等を挙げており、誤った認識を持っている親事業者もあった。

(c) 下請代金の減額（実体規定違反件数の12.1%を占める。）

下請代金の減額の理由をみると、「下請事業者との合意に基づいて行った値引等については下請法上問題とならないと考えていた」等を挙げており、誤った認識を持っている親事業者が多かった。

b 問題点

道路貨物運送に係る役務提供委託においては、下請法に違反する行為が極めて多い状況にあるところ、前記aのとおり、その主な原因は、親事業者による下請法の理解不足、誤った認識にあるものと考えられる。また、下請法上問題があると承知しながら、業務に支障がないことを理由として違反行為を改善しないまま取引を継続するなど遵法意識に欠ける親事業者も一部にみられた。

(1) 放送番組・映像制作に係る情報成果物の作成委託

65社に対し調査を実施した結果、41社に対し警告を行った。

a 違反行為及び理由（主なもの）

(a) 発注書面の交付義務違反（手続規定違反件数の84.4%を占める。）

発注書面を交付しない理由をみると、「元々、口頭による発注が業界慣行として存在していた」、「目的物であるテレビ・ラジオ番組等の内容が制作者の感性によるところが大きいことから、作成を委託する際に明確な委託内容を示すことが困難である」等を挙げている。

(b) 下請代金の支払遅延（実体規定違反件数の91.0%を占める。）

下請代金の支払遅延の理由をみると、「自社の発注元事業者（下請法適用対象外）の支払が、目的物の受領後60日を超えており、自社の資金繰りが苦しい」、「自社の会計処理上、下請事業者からの請求書の提出がなければ下請代金を支払うことができない」等を挙げている。

b 問題点

放送番組・映像制作に係る情報成果物の作成委託取引において下請法違反行為が多いのは、前記aのとおり、改正下請法の施行前から同業界に存在している取引慣行がその要因であると考えられる。また、放送番組・映像制作に係る情報成果物の作成委託を行っている親事業者の中には、そもそも、どのような委託内容が、下請法の適用対象（別紙参考の図4参照）になるのか理解していない者もあった。

なお、購入等強制（親事業者が、自社の主催するコンサートのチケットを、発注担当部門の長を通じて枚数を示した上で下請事業者に購入させた）や不当な利益提供要請（親事業者が、自社が主催するゴルフ大会等のイベントのチケット販売業務を下請事業者に無償で行わせた）など、親事業者による下請法の理解不足による違反もみられた。

(ウ) 金型の製造に係る委託取引

57社に対し調査を実施した結果、19社に対し警告を行った。

a 違反行為及び理由（主なもの）

(a) 発注書面の記載不備（手続規定違反件数の86.7%を占める。）

発注書面の記載不備の理由をみると、「設計図等の知的財産を譲り受けることを下請事業者と合意し、設計図等の対価を含んだ下請代金の額を決定しているが、（下請法の）理解不足のため3条書面にその旨を記載していないため」等を挙げている。

(b) 下請代金の支払遅延（実体規定違反件数の66.7%を占める。）

下請代金の支払遅延の理由をみると、「金型を受領した後の検査に合格したもののみを支払対象としていたため」、「金型を受領した日から60日を超えて支払う支払制度を用いていたため」等を挙げている。

b 問題点

前記aのとおり、金型の製造に係る委託取引においても、親事業者の理解不足による違反がみられた。特に、金型の製造に係る委託取引にあっては、その性質上、次の点に注意を要する。

(a) 金型代金は通常、高額であるため分割払が行われることが多いという特徴があるが、このことにより、例えば分割払に係る最終支払が金型を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日に支払われない等下請代金の支払遅延とならないよう親事業者は留意する必要がある。

(b) 金型の製造を委託した後、親事業者が所有する当該金型を下請事業者に預けて、部品等の製造を委託することがある。この場合において、部品等の製造を大量に発注する時期を終えた後、親事業者が下請事業者に対しこれらの発注を長期間にわたり行わない事態となることにより、下請事業者がその金型を保管する必要性が失われ、当該金型の引取りを親事業者に対して求めることがある。今回の調査においては、下請事業者からこのような金型の引取りを要請されたにもかかわらず、こうした要請を拒んだ事例はみられなかったが、親事業者が金型の引取りを拒み、自己のために、その金型を下請事業者に無償で保管させる場合には、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあるので、親事業者は留意する必要がある。

イ まとめ

本件調査を実施し、その結果、3分野で計4件の勧告と250件の警告を行ったが、一般的に、親事業者が下請法の内容を十分に理解していないことが違反行為の主な原因となっている状況がうかがえた。したがって、今後においても、下請法を厳正に運用するとともに、親事業者の下請法違反行為を未然に防止するための下請取引適正化推進講習会の実施等を通じ、下請法の趣旨内容を周知徹底する取組を引き続き行っていく。

(2) 下請法違反事件に係るフォローアップ調査

平成16年度に勧告した4件（すべて製造委託）について、勧告後の親事業者による下請法遵守状況についてフォローアップ調査を実施した結果、いずれも、下請法遵守に向けた取組を行っていることが確認された（平成19年度上半期）。

勧告を受けた親事業者の下請法遵守に向けた取組事例（一例）

- ・ 新単価の遡及適用による下請代金の減額防止策の導入
- ・ 下請法研修会の実施及び講習会への参加
- ・ 調達適正取引推進ガイドラインの策定

- ・ 発注責任者に対する下請取引の適正化に関する社長通知の発出
- ・ 発注価格に関する担当部門間の相互監視
- ・ 下請法の遵守状況に対する内部監査の実施

参考 平成19年度下半期政策評価におけるアンケート調査

改正下請法が施行された平成16年度以降平成18年度までの間に勧告した役務委託等の親事業者（8社）等に対して、親事業者の下請法遵守状況等について政策評価（総合評価）を実施するためのアンケート調査を行ったところ、前記8社のうち回答のあった6社からは、下請事業者との取引時に、「親事業者の義務、禁止事項等の再確認により下請事業者の立場への理解を深める」、「発注票、契約書等の書面作成時、必要事項が記載されているか内容を注意深くチェックする」等、勧告の内容（いずれも下請代金の減額）以外の事項についても下請法遵守をより心掛けるようになっている旨の回答が得られた（平成19年度下半期）。

第3 違反行為の未然防止

下請法の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。

このような観点から、公正取引委員会は、以下のとおり各種の施策を実施するなどして、違反行為の未然防止を図っている。

1 書面調査の見直し

公正取引委員会では、親事業者及び下請事業者に対する定期的な書面調査の実施を通じ、違反行為の発見に努めてきているところ、平成19年度書面調査の実施に際し、調査票の見直しを行った。

(1) 親事業者向け調査票の見直し

平成18年11月に各地で開催された下請取引改善協力委員会議（後記5参照）で寄せられた意見等を踏まえ、下請法の普及・啓発及び親事業者による自主的なチェックが行われるよう、定期書面調査における親事業者向け調査票を見直し、親事業者の義務や親事業者のどのような行為が違反となるのかを具体的に記載することとした。その結果、親事業者が自社の下請取引に係る行為について、自主的に改める事例がみられた。

公正取引委員会による見直し後の調査票の送付を契機とした親事業者の自主改善事例

ア 手続規定違反の自主改善事例

(ア) 個々の発注書面に支払方法を記載せず、別途、支払方法を定めた書面を交付していたが、個々の発注書面に支払方法を定めた書面との関連付けを記載することとした（情報サービス業）

(イ) 下請代金の額、納入場所、検査完了期日及び支払期日を発注書面に記載していなかったため、これらを記載することとした（自動車整備業）

(ウ) 仮単価で発注した場合に、正式単価の決定後直ちに下請事業者に正式単価を記載した補充書面を交付できるよう、自社のシステムを変更することとした（自動車小売業）

イ 実体規定違反の自主改善事例

(ア) 下請代金の支払を、手形期間（交付日から満期日までの期間）が160日の手形

を交付することで行っていたが、手形期間を120日に短縮することとした（一般機械器具製造業）

- (イ) 下請事業者の納品から下請代金の支払までが最長で70日となる支払制度（毎月末日納品締切，翌々月10日支払）を採っていたが、これを、最長でも60日となる制度（毎月末日納品締切，翌月末日支払）に変更することとした（放送業）

(2) 下請事業者向け調査票の見直し

親事業者のどのような行為が下請法違反行為となるかを下請事業者向け調査票に具体的に記載する見直しを行い，日々の取引において下請事業者が親事業者の行動をチェックできるようにした。

2 下請法の普及・啓発

(1) 講習会等の開催及び講師派遣

公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、新聞、雑誌、テレビ等で広報活動を行うほか、全国各地において下請法に関する講習会を開催するなど下請法の普及・啓発に努めている。平成19年度においては、下請法に関する講習会を47都道府県55会場（うち公正取引委員会主催分は27都道府県30会場）において開催した。

また、親事業者の発注担当者、法務担当者等を対象とし、下請取引を適正に行うために必要な下請法に関する知識の習得を内容とする研修会及び下請事業者を対象とし、下請法の内容と相談・申告方法を周知するための研修会をそれぞれ開催（親事業者向け8都道府県9会場，下請事業者向け3都道府県3会場）した。

さらに、下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会に講師を派遣（34回）するとともに資料の提供等を行ったほか、コンテンツ業界向けの下請法講習会を、平成20年3月に東京、名古屋及び大阪の3会場で実施した。

(2) 買いたたき行為の未然防止

平成19年2月，政府の成長戦略の一環として策定された「成長力底上げ戦略」（基本方針）を踏まえ，下請取引の一層の適正化を推進するため，下請法に規定する「買いたたき」に関する事例等を分かりやすく解説した下請法ガイドブックを作成し，中小企業庁と共同して，親事業者約8万社及び関係団体48団体に送付した（平成19年7月）

3 下請法遵守の要請

原油価格等の上昇及び年末の金融繁忙期であることを踏まえ，平成19年11月27日に，公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって，親事業者20,140社及び事業者団体616団体に対し，下請代金の支払遅延，下請代金の減額，買いたたき，割引困難な手形（長期手形）の交付等の下請事業者に対する不当なしわ寄せが生じることがないように，下請法遵守の要請を行った。

4 下請法違反の疑いのある行為に関する情報提供の要請

「原油価格の高騰に伴う中小企業，各業種，国民生活等への対策の強化について（基本方

針)」（平成19年12月11日原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議）を踏まえ、中小企業など業種横断対策のための窓口・相談体制整備の一つとして、下請法違反の疑いのある行為に関する積極的な情報提供を促すべく、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会に対して、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官連名の文書により要請した（平成19年12月11日）。

また、下請法の周知と下請法違反の疑いのある情報の提供を促すことを目的とした下請事業者向けパンフレットを約9万部作成し、関係団体等に送付した（平成20年3月）。

5 下請取引改善協力委員

下請法的確な運用に資するため、昭和40年度以降、各地域の下請取引の実情に明るい民間有識者等に下請取引改善協力委員を委嘱しており（平成20年3月末時点における下請取引改善協力委員は151名）、全国各ブロックにおいて下請取引改善協力委員会会議を開催するなどして、最近の下請取引の状況等について意見交換を行った。

6 下請取引等に係る相談窓口の設置

下請取引等に係る相談等を広く受け付ける窓口を公正取引委員会事務総局及び地方事務所等に設置し、平成19年度においては、7,668件の相談に対応した。

第4 企業間取引の公正化への取組

1 大規模小売業者と納入業者との取引等の公正化に向けた取組

公正取引委員会は、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成17年5月13日、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（以下「大規模小売業告示」という。）の指定を行い、同年11月1日から施行した。

大規模小売業告示の普及・啓発を図るため、平成19年度においては、事業者団体等が開催する説明会に講師を派遣（21回）した。

2 荷主と物流事業者との取引等の公正化に向けた取組

公正取引委員会は、荷主の物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）の指定を行い、同年4月1日から施行した。

平成19年度においては、平成18年度に引き続き、物流特殊指定の遵守状況を監視し、併せて問題が認められる場合には、関係事業者に対し所要の改善措置を採るよう求めるため、物流事業者14,126社に対して、物流特殊指定の規定に違反する行為を荷主から受けたことがあるか書面調査等を通じて情報提供を求めた。調査の結果、物流事業者から物流特殊指定上問題となる疑いのある行為を行っているとの指摘があった荷主1事業者に対して、問題となる疑いのある行為について指摘するとともに、その是正を要請した。

「年度末に向けた中小企業対策について」（平成20年2月20日関係閣僚による会合申合せ）に基づき、運賃等の料金改定交渉をめぐる不当行為を含めて、荷主による物流特殊指定違反行為及び物流分野における下請法違反行為に対する監視を強化するため、物流事業分野における荷主と元請間の取引及び下請取引における不当行為に対する調査を専門に行う「物流調査タスクフォ

ース」を設置した。

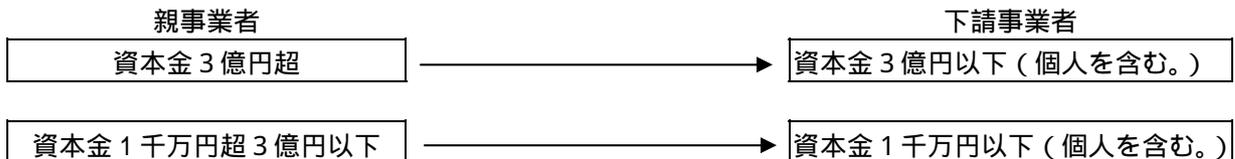
また、独占禁止法（物流特殊指定）違反の疑いのある情報の提供を求めて特別の調査を行うこととし、物流事業者28,530社に対して調査票を発送した（平成20年3月28日）。

下請法の概要

1 目的（第1条） 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者，下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

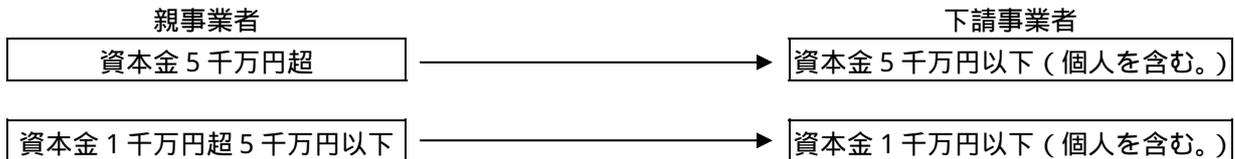
（1）物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



政令で定める情報成果物作成委託...プログラム

政令で定める役務提供委託...運送，物品の倉庫における保管，情報処理

（2）情報成果物作成・役務提供委託（前記（1）の政令で定めるものを除く。）



3 親事業者の義務（第2条の2，第3条，第4条の2，第5条）及び禁止行為（第4条第1項，第2項）

（1）義務

- ア 注文書の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息支払義務（第4条の2）

（2）禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当なやり直し等の禁止（第4条第2項第4号）

平成 19 年度における勧告事件 (13 件)

| 事件名 (勧告日) 違反法条 | 概 要 |
|--|--|
| 東芝ライテック(株)に対する件 (平成 19 年 4 月 6 日) <u>下請代金の減額</u> (第 4 条第 1 項第 3 号) | <p>東芝ライテック(株)は、業として行う販売の目的物たる照明器具等の製造及び業として請け負う照明機器の点検・調整に係る役務提供を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、半期ごとの同社からの発注額が前年度同期に比して増加した下請事業者のうちの一部の者に対して、「出来高CR」と称して下請代金から一定額の値引きを要請し、これに応じた下請事業者に対し、平成 16 年 11 月から同 17 年 10 月までの間、下請代金の額から一定額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。</p> <p><u>下請事業者 13 名に対し、総額 3659 万 3760 円を減額</u> 【中小企業庁長官からの措置請求案件】</p> |
| マル八(株)に対する件 (平成 19 年 6 月 13 日) <u>下請代金の減額</u> (第 4 条第 1 項第 3 号) | <p>マル八(株)は、業として行う販売の目的物たる冷凍加工食品の製造を下請事業者に委託しているところ、同社に対し発注数量又は発注金額の増加を申し入れた下請事業者との間で、自社の利益を確保するため、「割戻金」又は「拡売費」と称して、発注数量に一定額を乗じて得た額又は下請代金の額に一定率を乗じて得た額を同社に支払う旨の覚書等を締結し、当該下請事業者に対し、平成 17 年 8 月から同 18 年 9 月までの間、4 か月若しくは 9 か月ごとの発注数量に一定額を乗じて得た額、又は 1 か月、半期若しくは 1 年ごとの下請代金の額に一定率を乗じて得た額を当該事業者に支払うべき下請代金の額から支払わせることにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。</p> <p>なお、同社は、当委員会の勧告前に、下請事業者に対し、減額分を返還した。</p> <p><u>下請事業者 9 社に対し、総額 1 億 14 万 1407 円を減額</u></p> |
| (株)ライフサポート・エガワに対する件 (平成 19 年 6 月 22 日) <u>下請代金の減額</u> (第 4 条第 1 項第 3 号) | <p>(株)ライフサポート・エガワは、業として請け負う貨物運送の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、コスト削減を図るため、下請事業者に対して、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、これに応じた下請事業者に対し、平成 17 年 10 月から同 18 年 10 月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を当該事業者に支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。</p> <p>なお、同社は、当委員会の勧告前に、下請事業者に対し、減額分を返還した。</p> <p><u>下請事業者 58 名に対し、総額 2332 万 452 円を減額</u></p> |

| 事件名（勧告日） 違反法条 | 概 要 |
|--|---|
| 札幌通運(株)に対する件 （平成 19 年 9 月 28 日） <u>下請代金の減額</u> <u>（第 4 条第 1 項第 3 号）</u> | <p>札幌通運(株)は、業として請け負う貨物運送、業として請け負う荷役作業等の全部又は一部を下請事業者に委託し、下請事業者に対する下請代金を自ら又は同社が全額出資する子会社 2 社を通じて支払っているところ、自社又は前記子会社 2 社の利益を確保するため、下請事業者に対して、「値引き」又は「手数料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、これに応じた下請事業者に対し、平成 17 年 7 月から同 19 年 5 月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を当該下請事業者を支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。</p> <p><u>下請事業者 63 名に対し、総額 3639 万 8034 円を減額</u></p> |
| 丸全昭和運輸(株)に対する件 （平成 19 年 10 月 2 日） <u>下請代金の減額</u> <u>（第 4 条第 1 項第 3 号）</u> | <p>丸全昭和運輸(株)は、業として請け負う貨物運送の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対して、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、これに応じた下請事業者に対し、平成 17 年 11 月から同 18 年 10 月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を当該下請事業者を支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。</p> <p>なお、同社は、当委員会の勧告前に、下請事業者に対し、減額分を返還した。</p> <p><u>下請事業者 101 名に対し、総額 5303 万 4888 円を減額</u></p> |
| (株)ホーチキメンテナンスセンターに対する件 （平成 19 年 12 月 6 日） <u>下請代金の減額</u> <u>（第 4 条第 1 項第 3 号）</u> <u>買いたたき</u> <u>（第 4 条第 1 項第 5 号）</u> | <p>(株)ホーチキメンテナンスセンターは、業として請け負う消防用設備の保守点検業務の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、自社の経費削減を図るため、下請事業者に対して、「出精値引」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、要請したすべての下請事業者に対し、平成 18 年 1 月から同 19 年 4 月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を当該下請事業者を支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。</p> <p>なお、同社は、当委員会の勧告前に、下請事業者に対し減額分を返還した。</p> <p><u>下請事業者 20 名に対し、総額 2 億 1551 万 5911 円を減額</u></p> <p>(株)ホーチキメンテナンスセンターは、下請事業者に対して、それぞれの事業者と十分な協議を行うことなく一方的に、平成 19 年 4 月末日支払分まで下請代金の額から一定率を乗じて得た額を差し引いて支払っていた額を、一律に、そのまま同年 5 月末日以降に支払う下請代金の額とすることを定めていた。</p> <p><u>下請事業者 20 名に対し、通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を決定</u></p> |

| 事件名（勸告日） 違反法条 | 概 要 |
|--|--|
| 昭和冷蔵(株)に対する件 （平成19年12月17日） <u>下請代金の減額</u> （第4条第1項第3号） | 昭和冷蔵(株)は、業として請け負う貨物自動車運送の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対して、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、これに応じた下請事業者に対し、平成18年3月から同19年5月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を当該下請事業者を支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。 <u>下請事業者7名に対し、総額4254万7476円を減額</u> |
| 東京アート(株)に対する件 （平成19年12月18日） <u>下請代金の減額</u> （第4条第1項第3号） | 東京アート(株)は、業として請け負うショッピングバッグ、紙器製品等の製造及び業として請け負うこれらのデザイン等の情報成果物の作成の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、コストダウンを図るため、下請事業者に対して、「歩引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、これに応じた下請事業者に対し、平成18年2月から同19年3月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を当該下請事業者を支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。 <u>下請事業者121名に対し、総額4462万7636円を減額</u> |
| 近畿日産ディーゼル(株)に対する件 （平成20年1月18日） <u>下請代金の減額</u> （第4条第1項第3号） | 近畿日産ディーゼル(株)は、業として行う販売の目的物たるトラックへの部品の取付けに係る製造及び業として請け負うトラックの修理の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、下請事業者に対して、「レス」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、平成18年8月から同19年9月までの間、前記要請に応じた下請事業者に対し、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。 <u>下請事業者98名に対し、総額9894万7267円を減額</u> |
| 第一貨物(株)に対する件 （平成20年3月26日） <u>下請代金の減額（第4条第1項第3号）</u> | 第一貨物(株)は、業として行う貨物自動車運送の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対して、「割戻し」、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、平成18年9月から同19年9月までの間、前記要請に応じた下請事業者に対し、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。 <u>下請事業者344名に対し、総額1億1723万6276円を減額</u> |

| 事件名（勧告日） 違反法条 | 概 要 |
|--|--|
| (株)平河工業社に対する件 （平成 20 年 3 月 27 日） <u>下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）</u> | (株)平河工業社は、業として請け負う印刷、製本、製版等の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、下請事業者に対して、「協力値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、平成 18 年 5 月から同 19 年 6 月までの間、前記要請に応じた下請事業者に対し、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。 <u>下請事業者 48 名に対し、総額 2763 万 7006 円を減額</u> |
| 三菱電機ロジスティクス(株)に対する件 （平成 20 年 3 月 28 日） <u>下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）</u> | 三菱電機ロジスティクス(株)は、業として請け負う貨物自動車運送の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、下請事業者に対して、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、平成 18 年 4 月から同 19 年 6 月までの間、前記要請に応じた下請事業者に対し、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。 <u>下請事業者 21 名に対し、総額 1 億 5791 万 9405 円を減額</u> |
| 濃飛西濃運輸(株)に対する件 （平成 20 年 3 月 28 日） <u>下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）</u> | 濃飛西濃運輸(株)は、業として請け負う貨物自動車運送の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため 下請事業者に対して、「単価修正額」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を さらに、「単価修正」と称して下請代金から前記 の額を差し引いた金額が 30 万円以上の場合は同金額の 1000 円未満の端数の額を、同金額が 30 万円未満の場合は同金額の 100 円未満の端数の額を それぞれ負担するよう要請し、平成 18 年 2 月から同 19 年 2 月までの間、前記要請に応じた下請事業者に対し、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金を減じていた。 <u>下請事業者 159 名に対し、総額 3341 万 9511 円を減額</u> |

平成 19 年度における主な警告事例

第 1 製造委託及び修理委託関係

1 受領拒否(第 4 条第 1 項第 1 号)

| 業 種 | 概 要 |
|-----------|---|
| 一般機械器具製造業 | 金型部品の加工を下請事業者に委託している A 社は、仕様を変更したことを理由として、あらかじめ定めた納期に下請事業者からの給付を受領しなかった。 |
| 各種商品小売業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託している B 社は、自社の商品保管倉庫の状況を理由に、あらかじめ定めた納期に下請事業者からの給付を受領しなかった。 |

2 下請代金の支払遅延(第 4 条第 1 項第 2 号)

| 業 種 | 概 要 |
|-----------------------|---|
| 自動車小売業 ^(注) | 自動車の修理を下請事業者に委託している C 社は、一部の下請事業者に対して、自社が事務処理を行わなかったこと又は下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。 |
| 電気機械器具製造業 | 電子機器の製造、加工等を下請事業者に委託している D 社は、一部の下請事業者に対して、「毎月 25 日検収締切、4 か月後末日支払」等の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。 |

(注) 主たる事業は自動車小売業であるが、自動車の修理も業として請け負っている。以下同じ。

3 下請代金の減額(第 4 条第 1 項第 3 号)

| 業 種 | 概 要 |
|------------|--|
| 一般機械器具製造業 | 空気圧縮機器の製造を下請事業者に委託している E 社は、下請代金について手形払いと定めているが、下請事業者の要望がある場合には、手形に代えて現金で支払を行うこととしている。その際、同社は、下請事業者を支払うべき下請代金の額から手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える金額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 |
| 窯業・土石製品製造業 | コンクリート製品の製造を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者との間で単価改定を行い新単価を決定したが、同社は、新単価の合意日前に発注した分についても新単価を遡って適用し、下請事業者を支払うべき下請代金の額から単価改定前の単価と単価改定後の単価との差額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 |

4 返品(第 4 条第 1 項第 4 号)

| 業 種 | 概 要 |
|---------|---|
| 金属製品製造業 | 道路標識等の製造を下請事業者に委託している G 社は、取引先からの注文が取り消されたことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品していた。 |

5 買ったとき(第4条第1項第5号)

| 業種 | 概要 |
|-------------|---|
| 輸送用機械器具製造業 | 自動車部品の製造を下請事業者に委託しているH社は、当該部品の量産が終了し、補修用としてわずかに発注するだけで発注数量が現状大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により下請代金の額を定めていた。 |
| その他の事業サービス業 | 環境測定機器の修理等を下請事業者に委託しているI社は、納期を下請事業者に見積書を提出させた際のものから短縮したにもかかわらず、下請代金の見直しをすることなく、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。 |

6 購入・利用強制(第4条第1項第6号)

| 業種 | 概要 |
|--------|--|
| 自動車小売業 | 自動車の板金修理等を下請事業者に委託しているJ社は、発注担当責任者を通じて下請事業者に対して、自社が販売する自動車の購入を要請していた。 |

7 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)

| 業種 | 概要 |
|-----------|--|
| 繊維・衣服等卸売業 | 寝装品の製造を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに、有償支給原材料の代金の支払期日を定めていたことから、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。 |

8 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号)

| 業種 | 概要 |
|-----------|---|
| 鉄鋼業 | 金属管継手の製造を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に対し、手形期間が120日を超える(130日)手形を交付していた。 |
| 繊維・衣服等卸売業 | 婦人下着等の製造を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者に対し、手形期間が90日(繊維業において認められる手形期間)を超える(98日)手形を交付していた。 |

9 不当な経済上の利益の提供要請(第4条第2項第3号)

| 業種 | 概要 |
|---------|---|
| 各種商品小売業 | プライベートブランド商品の製造等を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者に対し、下請事業者の直接の利益につながる根拠を明確にせず、自社の販売業務を行わせるため、人員の派遣を要請していた。 |
| 自動車小売業 | 自動車の修理等を下請事業者に委託しているO社は、下請事業者に対し、自社が開催するイベントの協賛金及び物品の提供を要請していた。 |

10 不当な給付内容の変更・不当なやり直し(第4条第2項第4号)

| 業種 | 概要 |
|-----------|---|
| 一般機械器具製造業 | 金型部品の加工を下請事業者に委託しているP社は、下請事業者の責に帰すべき理由がなく、委託内容を変更したにもかかわらず、その費用を一部しか負担していなかった。 |
| 出版・印刷業 | 印刷物の製本等を下請事業者に委託しているQ社は、取引先からの発注内容の変更又はやり直しの依頼があったことを理由として、下請事業者の給付の内容を変更し、又は下請事業者の給付を受領した後にやり直しをさせたにもかかわらず、その費用を全く負担していなかった。 |

第2 情報成果物作成委託及び役務提供委託関係

1 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号)

| 業種 | 概要 |
|---------------|--|
| 放送業 | 番組制作等の情報成果物の作成を下請事業者に委託しているR社は、放送月の前月末日に納入された情報成果物の作成に係る下請代金の支払について、「放送月の翌月末日支払」の支払制度を採っていることから、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。 |
| 映像・音声・文字情報制作業 | 自社が発行する雑誌の記事等の制作を下請事業者に委託しているS社は、下請事業者からの給付を受領しているにもかかわらず、支払期日に下請代金を支払っていなかった。 |

2 下請代金の減額(第4条第1項第3号)

| 業種 | 概要 |
|---------|---|
| 道路貨物運送業 | 貨物運送等を下請事業者に委託しているT社は、一部の下請事業者に対して、「値引き」と称して下請事業者を支払うべき下請代金の額から一定額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 |
| 倉庫業 | 倉庫内における物品の入出庫等の作業を下請事業者に委託しているU社は、「手数料」と称して下請事業者を支払うべき下請代金の額から一定額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 |

3 買ったたき(第4条第1項第5号)

| 業種 | 概要 |
|---------|---|
| 専門サービス業 | 地質調査等を下請事業者に委託しているV社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を定めていた。 |

4 購入・利用強制(第4条第1項第6号)

| 業種 | 概要 |
|---------|---|
| 道路貨物運送業 | 貨物運送を下請事業者に委託しているW社は、発注担当者等を通じて下請事業者に対して、自社の関連会社が販売する食料品の購入を要請していた。 |
| 広告業 | テレビ広告等の制作を下請事業者に委託しているX社は、発注担当者等を通じて下請事業者に対して、自社の取引先が販売するコンサート等のチケットの購入を要請していた。 |

5 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号)

| 業種 | 概要 |
|---------|---|
| 道路貨物運送業 | 貨物運送を下請事業者に委託しているY社は、下請事業者に対し、手形期間が120日を超える(150日)手形を交付していた。 |

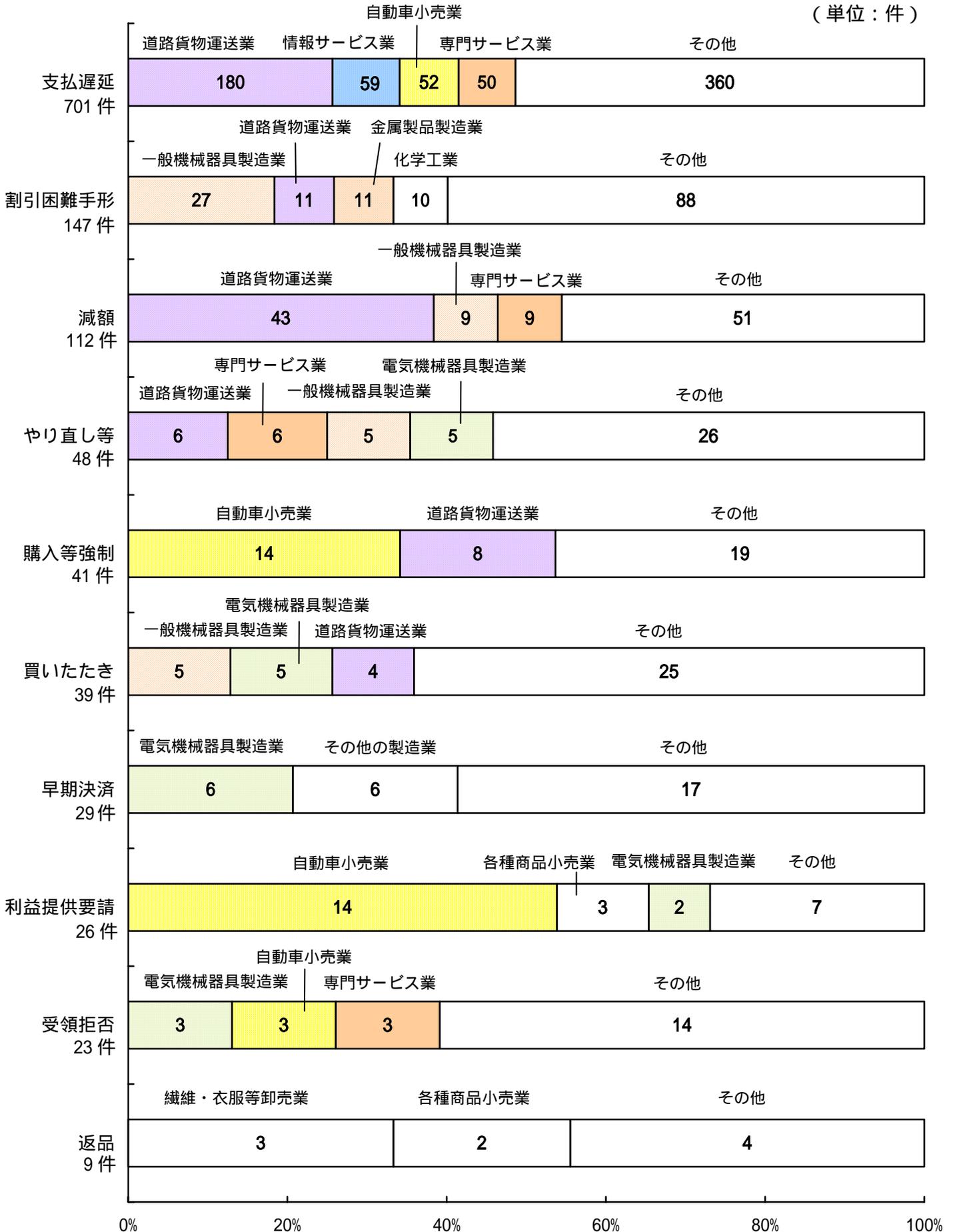
6 不当な経済上の利益の提供要請(第4条第2項第3号)

| 業種 | 概要 |
|---------|---|
| 道路貨物運送業 | 貨物運送を下請事業者に委託しているZ社は、下請事業者に対して、自社が開催するゴルフコンペへの景品の提供を要請していた。 |

7 不当な給付内容の変更・不当なやり直し(第4条第2項第4号)

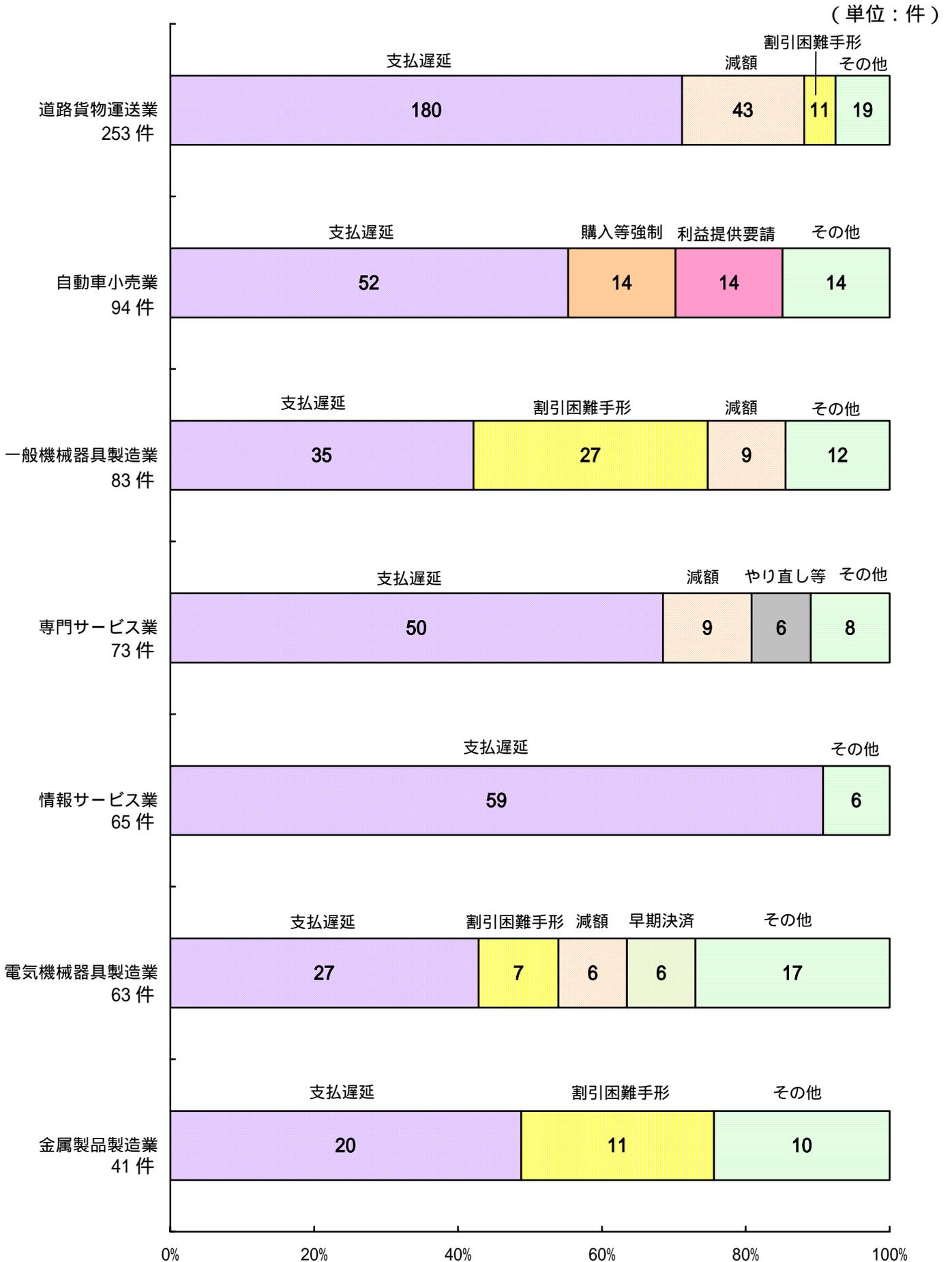
| 業種 | 概要 |
|---------------|---|
| 映像・音声・文字情報制作業 | 自社が発行する雑誌の記事等の制作を下請事業者に委託しているa社は、下請事業者の責に帰すべき理由がなく発注後に発注する頁数を変更(削減)したにもかかわらず、当該下請事業者が既に制作していた当該削減頁分に係る費用を負担していなかった。 |

図1 行為類型ごとの実体規定違反（1,175件）の業種別件数



（注）「その他」は、各類型別件数の上位業種以外の業種を作図上合計したものであり、行為類型ごとにその内訳は異なっている。

図2 主な業種における行為類型ごとの実体規定違反件数



(注)「その他」は、各業種別件数の上位行為類型以外の行為類型の合計であり、業種ごとにその内訳は異なっている。

図3 下請取引の状況

1 下請取引の状況（下請取引を行っている親事業者の比率）

| | 下請取引を行っている親事業者の比率 | |
|--------|-------------------|----------------|
| | 全体 | 役務委託等に限った場合の比率 |
| 平成19年度 | 62.7% | 56.8% |
| 平成18年度 | 57.5% | 46.9% |
| 平成17年度 | 60.0% | 49.1% |
| 平成16年度 | 59.2% | 48.3% |

2 業種別の下請取引の状況（下請取引を行っている親事業者の比率）

| 業種 | 比率 | 業種 | 比率 |
|------------------|--------|--------------------|-------|
| 食料品製造業 | 42.3% | 機械器具卸売業 | 53.1% |
| 飲料・飼料・たばこ製造業 | 34.2% | その他の卸売業 | 50.0% |
| 繊維工業 | 67.8% | 各種商品小売業 | 49.6% |
| 衣服・その他の繊維製品製造業 | 72.0% | 織物・衣服・身の回り品小売業 | 43.0% |
| 木材・木製品製造業 | 35.9% | 飲食料品小売業 | 23.6% |
| 家具・装備品製造業 | 71.8% | 自動車小売業 | 92.5% |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | 72.1% | 家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業 | 33.6% |
| 出版・印刷業 | 81.2% | その他の小売業 | 20.5% |
| 化学工業 | 60.6% | 機械等修理業 | 64.3% |
| 石油製品・石炭製品製造業 | 34.9% | 通信業 | 57.1% |
| プラスチック製品製造業 | 71.5% | 放送業 | 67.2% |
| ゴム製品製造業 | 76.3% | 情報サービス業 | 69.7% |
| なめし皮・同製品・毛皮製造業 | 67.2% | インターネット付随サービス業 | 61.9% |
| 窯業・土石製品製造業 | 34.5% | 映像・音声・文字情報制作業 | 67.4% |
| 鉄鋼業 | 69.5% | 道路旅客運送業 | 35.8% |
| 非鉄金属製造業 | 78.6% | 道路貨物運送業 | 65.5% |
| 金属製品製造業 | 79.2% | 水運業 | 38.5% |
| 一般機械器具製造業 | 89.4% | 航空運輸業 | 46.9% |
| 電気機械器具製造業 | 87.6% | 倉庫業 | 45.9% |
| 輸送用機械器具製造業 | 89.6% | 運輸に付帯するサービス業 | 36.7% |
| 精密機械器具製造業 | 84.6% | 不動産賃貸業・管理業 | 38.3% |
| その他の製造業 | 77.2% | 専門サービス業 | 61.8% |
| ガス業 | 100.0% | 洗濯・理容・美容・浴場業 | 50.8% |
| 鉄道業 | 64.3% | その他の生活関連サービス業 | 28.8% |
| 各種商品卸売業 | 46.8% | 廃棄物処理業 | 30.7% |
| 繊維・衣服等卸売業 | 43.6% | 自動車整備業 | 66.3% |
| 飲食料品卸売業 | 21.3% | 広告業 | 75.3% |
| 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | 25.2% | その他の事業サービス業等 | 53.6% |

（注）網掛けは、役務委託等の業種である。

図4 放送番組・映像制作分野における下請法適用対象となる委託内容

